

件名：千代田受水場電気設備等更新工事

図 番	質 疑	回 答
1	E16 E26 千代田受水場の監視盤設置について、既設盤を撤去後に据付となると考えますが、切替に応じて、新設監視盤を仮置きする必要があります。 この作業(架台・ケーブル・手間)は変更協議は可能でしょうか。	受注後の協議によるものとします。
2	E27 設計書に自家発設備撤去に伴う、小配管、給換気ファンダクト撤去工事が含まれていません。撤去するのであれば変更協議は可能でしょうか。	受注後の協議によるものとします。
3	E17 設計書に自家発設備撤去に伴う、縞鋼板仕舞が含まれていません。縞鋼板仕舞をするのであれば変更協議は可能でしょうか。	受注後の協議によるものとします。
4	E18 設計書に地中電路築造に伴う、既設ハンドホール、流量計ピット室へのコア抜き作業が含まれていません。変更協議は可能でしょうか。	受注後の協議によるものとします。
5	E22 E30 設計書にNo.1, 2送水ポンプ動力ケーブル布設・端末工事、電線管工事、及び既設ケーブル、電線管撤去工事が含まれていません。変更協議は可能でしょうか。	No.1,2送水ポンプは本工事対象外のため、動力ケーブル布設・端末工事、電線管工事、及び既設ケーブル、電線管撤去工事は対象外となります。 施工上必要となる場合は、受注後の協議によるものとします。
6	E18 設計書にNo.1, 2受水槽中継箱取付けが含まれていません。変更協議は可能でしょうか。	No.1,2受水槽中継箱は既設流用のため、取付工事は対象外となります。 施工上必要となる場合は、受注後の協議によるものとします。
7	特記 1章 35条 JCAA規格の末端処理を行う必要はあるのでしょうか。末端処理スペースが必要になり、盤サイズが大きくなる恐れがあります。	原則としてJCAA規格の末端処理が必要です。 詳細は受注後の協議によるものとします。
8	E03 引込柱にLAが必要と思われます。変更協議は可能でしょうか。	引込盤にLAを設置予定です。 施工上必要となる場合は、受注後の協議によるものとします。
9	特記 1章 8条1 23条 今回工事で該当する場所をご教示ください。	特記仕様書第1章第8条1について、該当場所として盤等の搬入出車両の対象施設前面道路の使用を想定しております。 同章第23条について、想定される場所の該当はありません。 上記の他、施工上必要な場合は、仕様書に基づく施工が必要となります。